

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、A会社が施工するB所在のCトンネル掘削工事に従事し、その後、昭和〇年から平成〇年まで、各種建設工事に従事していた。請求人によると、工事現場において、アスベストを吸引していたという。

被災者は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同月〇日まで入院加療し、その後、E医院、F病院で療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、本件疾病により死亡した。

請求人は、被災者が死亡したのは、建設作業における石綿ばく露によるものであるとして、監督署長に石綿救済法による特別遺族年金の請求をしたところ、監督署長は、被災者には石綿ばく露作業に従事した事実が認められず、医学的所見においても石綿肺所見、胸膜プラークが確認できないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 石綿による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」(平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。)を策定し、石綿との関連が明らかな疾病として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚を規定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に沿って検討する。

(2) 被災者は、平成〇年〇月〇日付けG医師作成の死亡診断書によると、本件疾病により死亡したものであり、石綿救済法に規定されている指定疾病と認められる。

(3) 被災者は、職歴申立書等によれば、昭和〇年以降、抗夫及びとび職として各地の建設現場で就労しているものの、請求人自身も認めているとおり、その仕事は新築工事現場での足場の組立等の作業であって、認定基準記の第1の2に定める作業のいずれにも当たらない。

この点、再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。)が主張するH新築工事についても、当審査会において一件資料を精査したが、被災者の作業内容は足場の組立解体であって、石綿によるばく露歴の存在を客観的に証明できる事実は確認できず、被災者が認定基準に定められた石綿ばく露作業に従事していたとは認められない。

(4) 被災者の石綿ばく露に関する医学的所見について

ア I 医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署（以下「監督署」という。）受付け診断書において、要旨、CT画像で、一部に微細な粒状影及び胸膜肥厚斑を認めるものの、右肺については、結核性胸膜炎の既往があることから、胸膜肥厚斑についての判断は保留すると述べている。

イ G 医師は、平成〇年〇月〇日付け診断（意見）書において、要旨、石綿肺所見及び胸膜プラークはいずれもなし、石綿小体・石綿繊維の計測未実施、びまん性胸膜肥厚の併発なしと診断し、同日付け意見書において、要旨、画像上アスベストばく露に関連する病変は認められないと述べている。

ウ J 医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付け意見書において、要旨、エックス線写真の像により、石綿肺所見及び胸膜プラーク所見をはっきりと指摘することはできないと診断している。

エ K 医師は、平成〇年〇月〇日付け審査官との面接において、要旨、じん肺所見について、卵殻状石灰化であるとは言い切れないレベルで、石綿肺所見について積極的に押す理由はない、胸膜プラーク所見について明らかなプラークを認めず、びまん性胸膜肥厚について石綿に特徴的なびまん性胸膜肥厚所見と完全には否定できないとしながらも、右上肺野の結核病巣（明らかな結核の後遺症）の胸膜変化（胸膜肥厚）と考えてもおかしくないと述べている。

オ 上記の各医学的所見によると、胸膜プラークの存在について一致した見解は認められないところ、請求代理人は、軽度の胸膜プラークの場合、主治医が見逃すケースが多々あるのが現状であると主張している。当審査会としては、G 医師が胸膜プラーク、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚のいずれの所見も無かったとした診断に対して、J 医師及びK 医師は何らの疑義を示していないことからみても、決定書理由に説示のとおり、被災者には、石綿肺の所見や胸膜プラーク存在等の石綿ばく露を立証し得る所見は認められないものと判断する。

なお、請求代理人は、石綿確定診断委員会への確定診断を要望しているが、上記のとおり、複数の専門医による医学的所見が得られていることから、当審査会としては、同委員会への確定診断を実施しなかった監督署長の判断は妥当と判断する。

(5) 以上のとおり、被災者には石綿ばく露作業従事歴は認められず、また、石綿肺所見や胸膜プラーク所見等、石綿にばく露したことを疑わしめる医学的所見も認められないため、被災者の死亡原因である本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした石綿救済法による特別遺族年金を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。